2021年11月22日

各 位

爱媛銀行

愛媛県と遺贈寄付の協定を締結します!

当行(頭取 西川義教)、株式会社伊予銀行および三井住友信託銀行株式会社は、愛媛県との間で、お客さまの遺産を愛媛県に寄付するための協定を締結しますので、下記のとおりお知らせいたします。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客さまから「遺産を地域のために役立てたい」というお申し出を受けることが増加しています。このようなご厚意に応えるため、愛媛県と協定を締結し、それぞれが取り扱う相続関連商品・サービスを活用して、遺産を愛媛県に寄付するための仕組みを構築いたしました。

例えば、遺贈寄付を目的とした遺言代用信託を活用すれば、お客さまにご相続が発生した際に、お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、あらかじめご指定いただいた愛媛県に寄付できるようになります。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えし、地域貢献・発展につながる商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 締結日

2021年11月29日(月)

2. 締結式

日 時 2021年11月29日(月) 10:30~11:00

場 所 愛媛県庁本館 4階 正庁

出席者 愛媛県 知事 中村 時広

愛媛銀行 頭取 西川 義教 伊予銀行 頭取 三好 賢治 三井住友信託銀行 常務 高橋 宣久

3. 相続関連商品・サービス(当行取扱商品)

- IMPRESSION OF A TAXABOLICATION	
名 称	商品・サービスの概要
ひめぎん・結ぶ思いやり 遺言代用信託 ^{※1} (2021 年 12 月中より取 扱開始予定)	・お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、ご相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする遺言代用信託商品です。・「遺贈寄付特約」によって受取人に愛媛県をご指定いただくことができ、ご相続が発生した際に、お預かりした金銭を愛媛県に寄付することができるようになります。
遺言信託※2	・三井住友信託銀行がお客さまの遺言書作成のお手伝い、遺言書の保管、相続発生後の遺言執行を行うサービスです。 ・遺言書の中で、愛媛県を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後に愛媛県に遺産が寄付されます。

- ※1 オリックス銀行株式会社の信託代理店として取扱い(媒介)いたします。
- ※2 三井住友信託銀行株式会社の信託代理店として取扱い(媒介)いたします。

以 上



変革への挑戦 2nd stage

~地域再起動のブラットフォーマーへ~

【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部

TEL 089 (933) 1111

